

# 健康支援センター管理運営事業

## 1. 健康支援センター管理運営事業

河内長野市立健康支援センター条例に基づき、市民自らが取り組む健康づくり活動の場を提供し、基礎体力の向上、健康の保持・増進、生活習慣の改善等の支援を行ったが、指定管理者である一般財団法人健康管理・開発センターの共益費の滞納など不適正な事案が発生し、当施設の運営管理を行わせることは適当でない判断したため、平成28年1月31日付で同財団の指定の取り消しを行った。

平成28年4月1日からの新たな指定管理者（HOSグループ）の選定を行った。今後は、事業者の経理・運営状況調査を強化するとともに、現場を把握し、事業者と共により良い施設をめざす。

### <施設内容>

階層	施設	数量（図上概測）	特記事項
1F	プール機械室	85.45 m <sup>2</sup>	
2F	プール	669.78 m <sup>2</sup>	25m4コース、ジャグジー、採暖室等
3F	フィットネススタジオ	75.95 m <sup>2</sup>	
	マシンジム	179.34 m <sup>2</sup>	
	関連諸室	405.29 m <sup>2</sup>	スタッフルーム、更衣室、シャワー室、パウダー室等

### <利用状況>

(単位：人)

区 分		会員数(1月末現在)	延べ利用人数
月額利用	プール、ジム及びフィットネススタジオ	509	61,286
一時利用	プール	17,186	10,051
	ジム及びフィットネススタジオ		10,251
教室利用	プール	236	9,052
合 計		17,931	90,640

## 2. 指定管理者の指定の取り消しに関する議会の開催等

### (1) 全員協議会（平成28年1月21日）

今回の事案に至るまでの主な経過、本市の対応や今後の市の方針等について報告を行った。

### (2) 1月市議会臨時会（平成28年1月21日から平成28年1月27日）

河内長野市立健康支援センター条例の改正及び一般会計補正予算（23,753千円）について以下のとおり議会上程を行い可決された。

健康支援センター共益費（平成27年11月～平成28年1月財団未納分）	17,585,619円
健康支援センター共益費（平成28年2、3月市直営分）	6,166,840円

### (3) 平成28年3月市議会（平成28年3月11日）

訴えの提起を行うにあたり、以下のとおり議会上程を行い可決された。

#### ① 一般財団法人健康管理・開発センターに対して

ア 同財団が三日市都市開発株式会社を支払うべき共益費を滞納したため、同社に対し本市が同共益費を支払ったことによる当該滞納共益費相当額18,735,225円の支払いを求める。

イ 同財団の指定管理者の指定を取り消したことから、既払いとなっている指定管理料のうち、15,016,396円の返還を求める。

#### ② 一般財団法人健康管理・開発センター理事長個人に対して

同財団が三日市都市開発株式会社を支払うべき共益費を所定の期日までに支払うことがなかったときは、当該支払いを怠った共益費の額と同額の金員を本市に支払う旨の合意をしたことから、係る合意に基づき、滞納共益費相当額の18,735,225円の支払いを求める。

### (4) 平成28年3月15日に大阪地方裁判所堺支部へ訴えの提起を行った。